

避難確保計画作成の手引き
(社会福祉施設等)

対象災害：津波

令和8年4月

仙台市危機管理局

- この手引きは、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき作成する避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものです。
- 各要配慮者利用施設では本手引きを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要があります。
- 消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「避難確保計画」に記載すべき項目を追加することで、避難確保計画として仙台市に提出することもできます。
- 避難確保計画の作成にあたっては、津波からの避難の手引き等で災害に関する情報を確認するとともに、ご不明な点については仙台市に確認してください。

—目次—

【計画に掲載する項目について】	1
1. 計画の目的・報告	2
2. 計画の適用範囲	3
3. 防災体制	6
4. 情報収集及び伝達	10
5. 避難誘導	12
6. 避難の確保を図るための施設の整備	14
7. 防災教育及び訓練の実施	15
別紙 防災体制一覧表	16
外部機関等への緊急連絡先一覧表	16

【計画に掲載する項目について】

《記載例》

＜目次＞

1. 計画の目的・報告
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 避難誘導
6. 避難の確保を図るための施設の整備
7. 防災教育及び訓練の実施

《解説及び留意事項》

- 避難確保計画に記載すべき事項は津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号) 及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成 23 年国土交通省令第 99 号)に定められており、仙台市が示す「ひな形」は法に定める事項を満たすように作成されています。
- 従って、必要に応じ項目を追加することは構いませんが、項目の削除はしないようにしましょう。

1. 計画の目的・報告

- この計画は、津波発生時における本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

※関連法：津波防災地域づくりに関する法律

- 作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、津波に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直していくものとする。
- 避難確保計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく仙台市長(担当は危機管理局減災推進課)へ報告するとともに、施設のホームページへの掲載や窓口への掲示などの適切な方法で公表するものとする。

《解説及び留意事項》

- 要配慮者は、避難に多くの時間を要するため、災害が発生した場合に深刻な被害を受けるおそれがあります。
- 要配慮者の確実な避難の確保を図るため、津波防災地域づくりに関する法律では、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成及び公表並びに避難訓練の実施及び報告が義務づけられています。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）	階数	階建て	使用階	階
----	--	----	-----	-----	---

利用形態	通所 ・ 入所（長期・短期）							
利用者	平日	___名	平日	___名	休日	___名	休日	___名
施設職員	昼間	___名	夜間	___名	昼間	___名	夜間	___名

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

【対象となる災害】

	津波避難エリア ※1	基準水位の想定 ※2	津波到達時間 ※3
津波	☐ 津波避難エリアⅠ ☐ 津波避難エリアⅡ	☐ 0.3m未満 ☐ 0.3m以上～0.5m未満 ☐ 0.5m以上～1m未満 ☐ 1m以上～3m未満 ☐ 3m以上～5m未満 ☐ 5m以上～10m未満 ☐ 10m以上～20m未満 ☐ 20m以上	45分程度

※1 津波避難エリアⅠ・・・大津波警報時、津波警報時に避難が必要となる区域

津波避難エリアⅡ・・・大津波警報時に避難が必要となる区域

※2 津波浸水想定に定める浸水深に、建物等への衝突によるせき上げ高を考慮した水位で、地盤面からの高さのこと。詳細は「津波災害警戒区域の指定について（宮城県ホームページ）」及び「せんだいくらしのマップ」を参照。

※3 地震発生後に津波が最も早く到達する場合の目安。

《解説及び留意事項》

- 津波避難エリアは以下のホームページで確認することができます。「津波避難エリアと避難場所マップ」は、「津波からの避難の手引き」の地図面に掲載しています。

URL:<https://www.city.sendai.jp/hinan/kurashi/anzen/saigaitaisaku/jishintsunami/tsunamihinanmap.html>

- 基準水位の想定に関する情報は、以下のハザードマップ等にて確認することができます。

1 「津波災害警戒区域の指定について（宮城県ホームページ）」

URL:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bousai/tsunamiyellowzone.html>

2 「せんだいくらしのマップ（インターネットで閲覧できる地理情報システムです。）」

URL:<https://www2.wagmap.jp/sendacity-sp/>

- 津波到達時間は、過去の津波到達時間やシミュレーション結果から、最短となる45分程度を津波到達予想時間としたものです。

【別紙 1 施設周辺の避難経路図】

津波が発生した場合の避難場所は、「津波避難エリアと避難場所マップ」又は「せんだいくらしのマップ」の津波災害警戒区域から、以下の場所とする。

（全ての避難場所について避難経路図を作成すること）

避難経路図

3. 防災体制

【津波到達時間が短い場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
警戒体制	・ 地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	・ 地震・津波情報、避難情報等の収集	情報収集伝達要員
		・ 使用する資機材の準備	避難誘導要員
非常体制	・ 津波警報、大津波警報の発表に伴い避難指示が発令された場合	・ 地震・津波情報、避難情報等の収集	情報収集伝達要員
		・ 避難誘導	避難誘導要員
	・ 津波が切迫し、緊急的に身の安全を確保する必要がある場合	・ 緊急安全確保措置 (津波の基準水位よりも高い場所や近傍の堅固な建物への退避等、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。)	避難誘導要員

※ 津波は、20cm から 30cm 程度の高さであっても急で強い流れが生じるため、巻き込まれて流された場合、命を脅かされる可能性があることから、危険なエリアから一刻も早い避難行動をとる必要がある。

※ 震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた際は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとる必要がある。

【津波到達時間が長い場合（遠地地震等）】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
警戒体制	・「遠地地震に関する情報」の中で津波の到達予想時刻等の情報が発表された場合	・ 地震・津波情報、避難情報等の収集	情報収集伝達要員
		・ 利用者家族等への事前連絡	
		・ 周辺住民への事前協力依頼	
		・ 使用する資機材の準備	避難誘導要員
非常体制	・ 津波警報、大津波警報が発表された場合	・ 地震・津波情報、避難情報等の収集	情報収集伝達要員
	・ 避難指示が発令された場合	・ 避難誘導	避難誘導要員
	・ 津波が切迫し、緊急的に身の安全を確保する必要がある場合	・ 緊急安全確保措置（津波の基準水位よりも高い場所や近傍の堅固な建物への退避等、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	避難誘導要員

※ 仙台市から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達まで相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。施設利用者の人数や特性等から、施設利用者の避難完了に多くの時間を要する場合には、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとる必要がある。

《解説及び留意事項》

1. 津波のおそれがある場合の体制確立基準、体制区分ごとの活動内容、活動を実施する要員を検討・記載

① 活動内容

地震・津波情報の収集から避難誘導までの、津波のおそれがある場合における主な活動内容及びその順序について検討します。

② 体制の区分

体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。ただし、地震・津波情報の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。

③ 体制確立の基準

気象庁より津波警報等が発表された場合に限らず、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、または気象庁より「遠地地震に関する情報」が発表された場合など、体制確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立してください。

④ 対応要員

- ・ 各活動を実施する要員を検討します。
- ・ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。

2. 避難情報

気象庁は、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、宮城県内は県単位で発表します。また、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。

本市では、津波警報等に基づき、避難指示を発令します。なお、津波では、外力により建物等が倒壊するおそれがあるため、避難行動は立退き避難が原則とされています。津波避難エリアからの立退きが間に合わない場合の避難先は、「津波避難エリアと避難場所マップ」より確認することができます。

警報等種別	発令種別	区域
大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ+Ⅱより内陸側へ直ちに避難してください。
津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠより内陸側へ直ちに避難してください。
津波注意報	避難指示	海岸線や河口から直ちに離れ、海岸堤防より内陸側へ避難してください。

3. その他

- 気象庁が発表する津波警報等については、以下のウェブサイトで確認できます。

1 「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について(気象庁)」

URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/joho/tsunamiinfo.html>

2 「最新の津波警報・津波注意報・津波予報(気象庁)」

URL: <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/37.996/135/&elem=warn&contents=tsunami>

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
地震情報 津波情報 遠地地震に関する情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報（避難指示等）	テレビ、ラジオ、仙台市ホームページ、緊急速報メール、仙台市津波情報伝達システム（エリア内の屋外拡声装置）、消防車両、仙台市避難情報ウェブサイト、杜の都防災 Web、杜の都防災メール、仙台市危機管理局 X(旧 Twitter)、仙台市公式 LINE 等

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

【参考】津波警報・注意報の種類（気象庁）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動 ※本市の避難行動についての考え方は、P7「5（3）避難誘導」を参照。
		数値での発表 （予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の津波の表現	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

《解説及び留意事項》

- 津波警報等や避難指示が提供される場合だけではなく、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、地震・津波情報、避難情報等の収集を行ってください。
- なお、大規模な地震が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。

(2) 情報伝達

- 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等を施設内関係者間で共有する。

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制(連絡網及び連絡方法)については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる(体制が進むごとに共有すべき者は増える)ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいといえます。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難に混乱をきたさないようにすることが重要です。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討してください。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

- 避難場所は下表のとおりとする。

《解説及び留意事項》

- 津波からの避難は、津波避難エリアより内陸側への避難が原則ですが、津波避難エリアの区域外へ時間的余裕を持って避難することが困難な場合は、近くの津波避難施設・場所へ避難します。
- 要配慮者の避難には時間がかかることも考えられます。施設の実情に応じて、「津波避難エリアからの立ち退き避難」と「近くの津波避難施設・場所への避難」のうち、より確実に避難が完了する方法を採るようにしてください。
- 津波避難エリア外の指定緊急避難所以外の建物を避難場所とする場合には、建物の所有者等と使用の可否等について事前に協議をしてください。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙 1「避難経路図」のとおりとする。

《解説及び留意事項》

- 津波は河川を遡上するおそれがあるため、海や河川には近づかないようにしてください。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

※ 津波からの避難は原則徒歩によるものとしているが、要配慮者など徒歩での円滑な避難が困難である場合等は、車での避難も検討する。

	避難場所	移動距離	移動手段	避難に要する時間
優先順位 1		_____m	☐ 徒歩 ☐ 車両 _____ 台 ☐ その他 ()	_____分
優先順位 2		_____m	☐ 徒歩 ☐ 車両 _____ 台 ☐ その他 ()	_____分
優先順位 3		_____m	☐ 徒歩 ☐ 車両 _____ 台 ☐ その他 ()	_____分

- 津波警報発表時は、津波避難エリアⅠより内陸側へ直ちに避難する。
- 大津波警報発表時は、津波避難エリアⅠ+Ⅱより内陸側へ直ちに避難する。
- 津波避難エリアより内陸側へ時間的余裕を持って避難することが困難な場合は、近くの津波避難施設・場所へ避難する。

※ 津波は、施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が原則であり、あらかじめ屋内安全確保（垂直避難）を計画として記載することはできない。一方で、急激に災害が切迫することにより、安全に避難確保計画に定めた場所への避難ができないような、過酷な事象に遭遇した場合は、緊急的に、津波の基準水位よりも高い場所や近傍の堅固な建物への退避等で身の安全を確保するための行動（緊急安全確保）も考えられる。

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯ごと（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- 地震の揺れが収束後、自らの安全が確実に確保できる状態になったら、火の元の確認や周囲の人の安全確認を行います。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置しましょう。
- 夜間の屋外への避難にあたっては、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をします。
- ブロック塀や自動販売機等は地震により倒れやすく危険ですので、決して近づかないようにしましょう。
- 逃げ遅れた人がいないか、避難誘導の前後には必ず人数の確認を行います。
- 津波は、施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が原則であり、あらかじめ屋内安全確保（垂直避難）を計画として記載することはできません。一方で、急激に災害が切迫することにより、安全に避難確保計画に定めた場所への避難ができないような、過酷な事象に遭遇した場合は、緊急的に、津波の基準水位よりも高い場所や近傍の堅固な建物への退避等で身の安全を確保するための行動（緊急安全確保）も考えられます。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧（チェックを入れる）

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ タブレット ☐ ファックス ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☐ 名簿（従業員、利用者等） ☐ 案内旗 ☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー ☐ ライフジャケット ☐ 蛍光塗料
その他非常持ち出し品（例）	☐ 水（1人あたり__ℓ） ☐ 食料（1人あたり__食分） ☐ 手洗い用せっけん ☐ マスク ☐ 体温計 ☐ 寝具 ☐ 防寒具 ☐ カイロ ☐ おむつ・おしりふき ☐ 常備薬 ☐ おやつ ☐ おんぶひも ☐ ゴミ袋 ☐ タオル ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ）

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄します。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や、予備電源等の施設又は資器材について検討し記載します。

7. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年 4 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年 11 月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 本計画に基づく訓練を実施した際は、仙台市危機管理局まで報告する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 訓練については年 1 回以上必ず実施し、仙台市に報告することが義務付けられています。毎年〇月に訓練を行う、というように、定期的に取り組むようにしましょう。
- 訓練を実施した際は「訓練実施結果報告書」を使用し、仙台市危機管理局減災推進課までご報告願います。原則としてメールでの提出にご協力ください。
仙台市危機管理局減災推進課メールアドレス：hinan_kakuho@city.sendai.jp
- 研修や訓練には、ハザードマップ等の他、国土交通省や仙台市等が実施する出前講座等が活用できます。
- 仙台市では、毎年 11 月に津波避難訓練を実施していますので、避難確保計画に基づく訓練を実施する機会として積極的に活用してください。

<別紙>

■防災体制一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

管理権限者 _____		
統括管理者の代行者 _____		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____ 班員__名 _____ _____ _____	・ 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・ 館内放送等による避難の呼び掛け ・ 地震、津波等の情報の収集 ・ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____ 班員__名 _____ _____ _____	・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認

■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
避難誘導等の支援者					
医療機関					

【添付資料】

■施設利用者緊急連絡先一覧表

仙台市への提出は不要

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

[illegible]

■緊急連絡網

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

仙台市への提出は不要

氏名
連絡先



氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先



氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先



氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先



氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先



氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

仙台市への提出は不要

[illegible]

(避難場所への移動)

(その他の対応)

19